

会津若松市告示第12号

会津若松市税条例（昭和29年条例第9号）第18条第2項の規定に基づき、地方税法（昭和25年法律第226号）及び会津若松市税条例に基づく個人の市民税県民税の申告期限について、その期限を令和3年4月15日とする。

令和3年3月8日

会津若松市長 室井 照平